

令和7年度(2025年度)

第1回 熊本県文化財保護審議会

日 時: 令和7年(2025年)7月29日(火)

9時30分～11時30分

場 所: 県庁行政棟本館5階 審議会室

《会 議 次 第》

1 開 会

2 教育総務局長あいさつ

3 議 題

(1) 報告事項

ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

イ 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財に関する取組について

ウ 熊本県文化財保存活用大綱に関する取組について

(2) 協議事項

文化財の県指定候補について

・・・・・・・・・・・・・・・・文化課公式SNS・・・・・・・・・・・・・・・・

【X】



熊本県文化課 (@kumamoto_bunka)

https://twitter.com/kumamoto_bunka

【Instagram】



熊本県文化課 (@kumamoto_bunka)

https://www.instagram.com/kumamoto_bunka/

【Facebook】



熊本県文化課

<https://www.facebook.com/profile.php?id=100093540437113>

・・・・・・・・・・・・・・・・文化課文化財三次元データ公開・・・・・・・・・・・・・・・・

【Sketchfab（スケッチファブ）】



熊本県教育庁文化課

<https://sketchfab.com/kumamotobunka>

熊本県文化財保護審議会委員名簿

任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

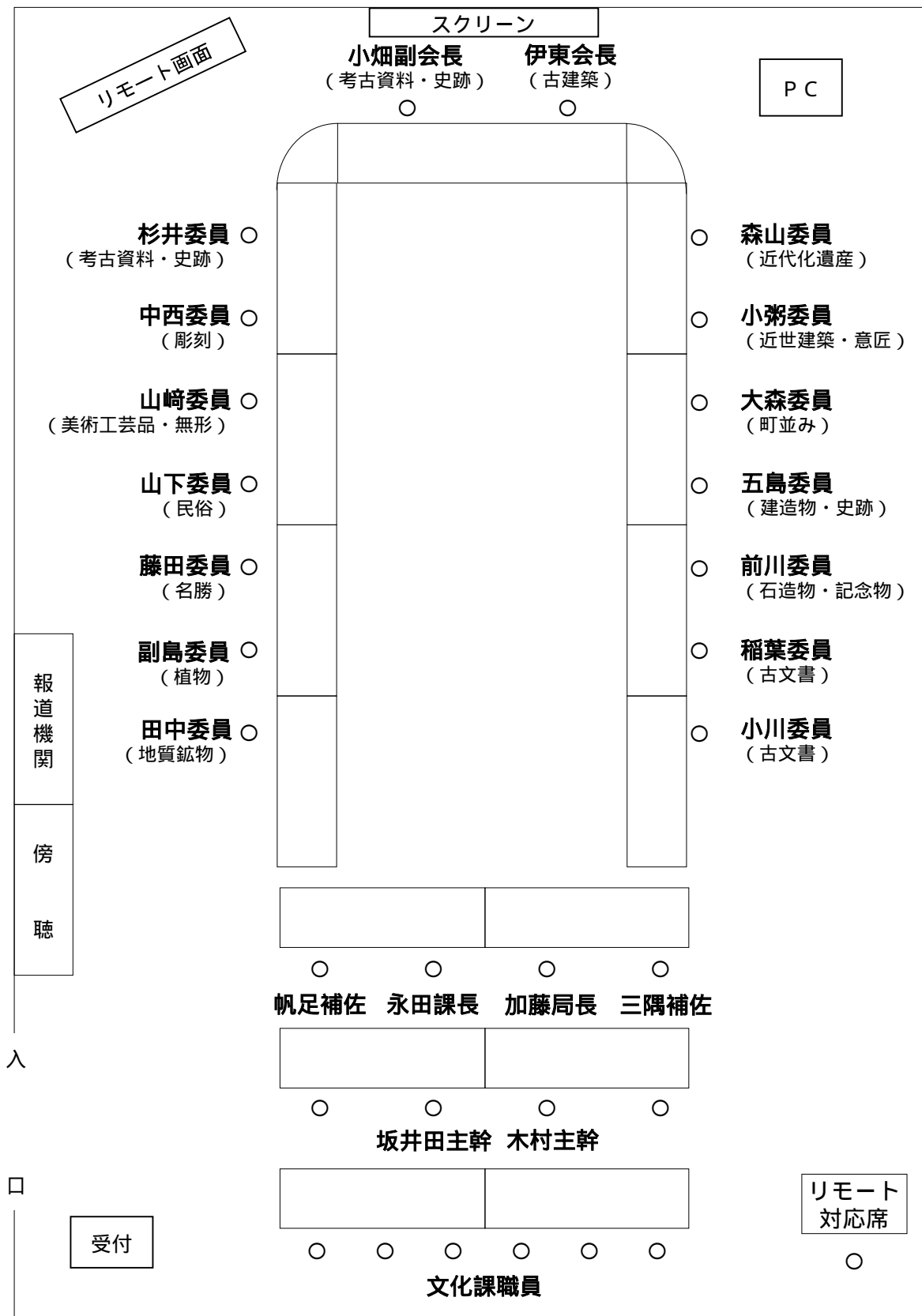
	氏名	分野	所属・役職等	備考
1	伊東 龍一	建造物 - 古建築	熊本大学名誉教授	会長
2	森山 学	建造物 - 近代化遺産	熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授	
3	小粥 祐子	建造物 - 近世・意匠	崇城大学工学部建築学科准教授	
4	大森 洋子	建造物 - 町並み	久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授 (学長補佐（地域連携センター長）)	
5	五島 昌也	建造物・史跡	佐賀県地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室文化財保護・活用アドバイザー	
6	前川 清一	建造物-石造物 ・記念物	肥後金石研究会主宰、元県文化課課長補佐	
7	稲葉 継陽	美術工芸品 - 古文書	熊本大学永青文庫研究センター長	
8	小川 弘和	美術工芸品 - 古文書	熊本学園大学経済学部経済学科教授	
9	中西 真美子	美術工芸品 - 彫刻	熊本県立図書館	
10	山崎 摂	美術工芸品 ・無形	八代市立博物館未来の森ミュージアム審議員兼学芸係長	
11	山下 裕作	民俗	熊本大学大学院教授	
12	小畑 弘己	美術工芸品 - 考古資料 記念物 - 史跡	熊本大学名誉教授	副会長
13	杉井 健	美術工芸品 - 考古資料 記念物 - 史跡	熊本大学大学院教授	
14	藤田 直子	記念物 - 名勝	筑波大学芸術系教授	
15	副島 顕子	記念物 - 植物	熊本大学大学院教授	
16	田中 均	記念物 - 地質鉱物	熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー	

事務局

	氏名	所属・役職等
1	加藤 栄一	熊本県教育庁教育総務局長
2	永田 清道	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長
3	三隅 徹	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
4	帆足 俊文	熊本県教育庁教育総務局文化課 課長補佐
5	坂井田端志郎	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財活用担当）
6	木村 龍生	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（文化財調査担当）
7	福田 匡朗	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（埋蔵文化財）
8	能登原孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課 主幹（史跡・文化的景観）
9	三重野哲平	熊本県教育庁教育総務局文化課 指導主事（建造物・石造物）
10	木庭真由子	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事（文化財保護審議会）
11	竹原 明理	熊本県教育庁教育総務局文化課 主任学芸員（絵画・彫刻・工芸品）
12	花田 杜綺	熊本県教育庁教育総務局文化課 主任学芸員（天然記念物）
13	丸山 大輝	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（書跡・典籍・古文書・歴史資料）
14	原田 信敬	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（民俗文化財・無形文化財）
15	藤森あきの	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（考古資料・埋蔵文化財）
16	川元 由比	熊本県教育庁教育総務局文化課 学芸員（名勝）

令和7年度（2025年度）第1回熊本県文化財保護審議会 座席表

県庁行政棟本館5階 審議会室



3 議題

(1) 報告事項

3 議題

(1) 報告事項

ア 前回文化財保護審議会における指摘事項について

	指摘事項	対応等
山崎 委員	・ 県市町村文化財専門職配置状況一覧は、文化財保護法にある文化財の類型にあわせてまとめた方がよい。	・ 御指摘のとおり整理する。 「令和7年度(2025年度)県市町村文化財専門職配置状況」は参考資料に掲載。

イ 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財に関する昨年度の取組実績と今年度の取組予定について

(ア) 平成28年熊本地震

a 指定等文化財の被災状況及び復旧状況

- ・ 令和7年(2025年)5月1日現在における平成28年熊本地震(以下「熊本地震」)で被災した文化財の復旧状況は表1のとおり。

表1 被災状況及び復旧状況一覧

(令和7年5月1日現在)

区分	指定等の件数 (被災当時)	被災件数 ^{1・2}	被災率	復旧対象 件数 ¹	復旧件数 ^{1・3}	復旧率
国指定文化財	148	44 (12)	29.7%	44 (12)	38 (12)	86%
県指定文化財	383	59 (25)	15.4%	58 (24)	56 (23)	96%
国登録文化財	156	56 (45)	35.9%	52 (41)	52 (41)	100%
計	687	159 (82)	23.1%	154 (77)	146 (76)	94%
(参考) 市町村指定	2,352	196 (151)	8.3%	196 (151)	166 (125)	84%

1 () は行政所有以外の文化財数

2 被災文化財のうち県指定1件が指定解除、国登録4件が滅失、解体等

3 経過観察のもの、解体保存したものは、復旧と整理

令和6年度(2024年度)復旧文化財

- ・ 国指定史跡 永安寺東古墳(永安寺東古墳・永安寺西古墳)
- ・ 国指定史跡 塚坊主古墳(江田船山古墳 附 塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳)
江田船山古墳 附 塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳のうち塚坊主古墳は復旧したが、
江田船山古墳が未復旧のため表1の復旧件数には反映していない。

令和7年度(2025年度)復旧予定文化財

- ・ 国指定史跡 江田船山古墳(江田船山古墳 附 塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳)
- ・ 県指定重要文化財 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像(大慈寺)

b 被災古墳の復旧

- ・古墳の復旧工法や日常の維持管理方法等について、国・県・市町村間で情報共有を行いながら事業を進めている。
- ・令和7年（2025年）5月1日現在における被災古墳の復旧状況は表2のとおり。

表2 被災古墳復旧状況一覧

（令和7年5月1日現在）

	総 数	復旧済					未復旧 (応急処置済含む)					経過観察・現状維持 ¹				
		国	県	市 町 村	未 指 定		国	県	市 町 村	未 指 定		国	県	市 町 村	未 指 定	
被災件数 (指定件数)	38	3	1	1	1	0	6	4	0	2	0	29	3	11	14	1
被災古墳数	47	10	8	1	1	0	6	4	0	2	0	31	4	12	14	1

1 軽微な被害で復旧する必要はなく、経過観察を行っているもの

令和6年度（2024年度）の取組実績

【文化課の取組】

- ・復旧工法や日常の維持管理方法等について、国・県・市町村間で情報共有。
- ・委員会への市町村担当者の相互参加調整。
- ・11月に「被災装飾古墳の今とこれから」をテーマに熊本県文化財保護大会を開催。市町村による事例報告とパネルディスカッションを行い、参加者の被災装飾古墳復旧の取組への理解を深めた。参加者202名。
- ・2月に文化財活用庁内連携会議を井寺古墳（嘉島町）において開催。観光部局等と意見交換を実施。
- ・5月～1月にかけて被災古墳を中心とした連続講座（全7回）を装飾古墳館において実施。のべ446人が参加。

【市町村の取組】

- ・国庫補助を活用しながら各市町において復旧事業を実施。
- ・国指定史跡永安寺東古墳（永安寺東古墳・永安寺西古墳）復旧完了。
永安寺西古墳経過観察のため、表2「経過観察」欄でカウント。
- ・塚坊主古墳（江田船山古墳 附 塚坊主古墳 虚空蔵塚古墳）復旧完了。
江田船山古墳が未復旧のため表2「未復旧（応急処置含む）」欄でカウント。

令和7年度（2025年度）の取組予定

【文化課の取組】

- ・復旧工法や日常の維持管理方法等について、国・県・市町村間で情報共有。
- ・委員会への市町村担当者の相互参加調整。
- ・古墳損傷チェックシートの作成。

【市町村の取組】

- ・表3のとおり。

表 3 令和 7 年度における被災古墳復旧事業取組予定一覧

	装飾の別	古墳名	令和 7 年度取組予定
1	装 飾	塚原古墳群（石之室古墳） （国史跡、熊本市南区）	・ 委員会開催 ・ 復旧基本設計 ・ 石材強度試験
2	装 飾	釜尾古墳 （国史跡、熊本市北区）	・ 委員会開催 ・ 復旧工法の検討 ・ 石室変位調査 ・ 環境調査
3	装 飾	井寺古墳 （国史跡、嘉島町）	・ 委員会開催 ・ 復旧工法・調査方法の検討 ・ 石室内詳細調査 ・ 測量調査 ・ 古墳周辺仮設物への保護対策
4	非装飾	江田船山古墳 （国史跡、和水町）	・ 委員会開催 ・ 復旧工事 ・ 動画等作成
5	装 飾	今城大塚古墳 （町史跡、御船町）	・ 委員会開催 ・ 復旧方針の検討
6	非装飾	天神山古墳 （市史跡、宇土市）	・ 委員会開催 ・ 発掘調査

c 被災歴史的建造物の復旧について

- ・ 未指定歴史的建造物は、復旧対象件数 157 件のうち 128 件の所有者が保存意向。
- ・ 保存意向が示された未指定歴史的建造物の復旧状況は表 4 のとおり。
- ・ 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（以下「文化財基金」。）による支援への申請意向を示した 77 件のうち 74 件が復旧済。
- ・ 残り 3 件については申請に向けて引き続き調整を進める。

表 4 歴史的建造物の復旧状況一覧

復旧対象件数	保存意向	保存困難
157 件	128 件	29 件 （解体済）

被災文化財等補助金（77 件）					その他（51 件）		
事業計画承認				未申請	グループ補助金で復旧	自力復旧	現状維持
	交付決定	復旧済	繰越				
75	75	74	0	3 ¹	17	30	4

1 未申請 3 件のうち 1 件は追加申請

令和 6 年度（2024 年度）復旧文化財

- ・個人住宅 主屋・門・塀復旧工事（令和 7 年（2025 年）へ繰越）

令和 7 年度（2025 年度）復旧予定文化財

- ・個人住宅 主屋・門・塀復旧工事、蔵復旧工事（追加）

d 被災動産文化財について

- ・文化財レスキュー事業で 47 件 39,333 点を救出し、令和 3 年（2021 年）10 月 27 日までに全ての返却が完了（表 5）。
- ・文化財レスキュー事業で救出した未指定動産文化財及び市町村より申請のあった未指定文化財の中から指定文化財となり得る価値の高いもの 8 件 38 点を文化財基金による支援対象とし、令和 4 年度（2022 年度）までに全て復旧した（表 6）。
- ・令和 7 年 5 月 1 日現在、修復した文化財 8 件のうち 3 件が市文化財に指定されている。

表 5 救出文化財返却状況

（令和 3 年 10 月 27 日返却完了）

年度	件数	点数
平成 28 年度（2016 年度）	7 件	5,153 点
平成 29 年度（2017 年度）	6 件	209 点
平成 30 年度（2018 年度）	10 件	7,337 点
令和元年度（2019 年度）	21 件	23,863 点
令和 2 年度（2020 年度）	2 件	2,757 点
令和 3 年度（2021 年度）	1 件	14 点
合 計	47 件	39,333 点

表 6 未指定動産文化財への補助状況

（令和 5 年 3 月 31 日支援完了）

補助対象候補として 選定されたもの	補助対象に なったもの	補助金により 復旧完了したもの
22 件 56 点	8 件 38 点	8 件 38 点

e 埋蔵文化財について

（a）県対応事業

- ・熊本地震からの復旧・復興に係る埋蔵文化財対応は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（宮園 A 遺跡）を残すのみ。
- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る埋蔵文化財対応は令和 9 年度（2027 年度）まで継続する見込み。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の終了は令和 9 年度（2027 年度）予定。

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業：予備調査、発掘調査、整理作業
 - 【調 査】宮園 A 遺跡第 5 次：弥生時代住居跡
 - 【整理作業】宮園 A 遺跡第 4 次：縄文時代住居跡
 - 宮園 A 遺跡第 5 次：弥生時代住居跡

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業：予備調査、発掘調査、整理作業

【調 査】宮園 A 遺跡第 6 次：中世土塁・堀

調査期間 令和 7 年（2025）6 月 16 日～ 8 月 29 日（予定）

【整理作業】宮園 A 遺跡第 4 次：縄文時代住居跡

宮園 A 遺跡第 5 次：弥生時代住居跡

報告書刊行予定

表 7 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の取組状況

年度	現地調査	整理作業
平成 30 年度（2018 年度）～	予備調査	—
令和元年度（2019 年度）	第 1 次調査 （甕棺墓群）	—
令和 2 年度（2020 年度）	第 2 次調査 （古代住居跡）	『宮園 A 遺跡 1』熊本県文化財 調査報告第 342 号
令和 3 年度（2021 年度）	第 3 次調査 （古代住居跡）	『宮園 A 遺跡 2』熊本県文化財 調査報告第 343 集
令和 4 年度（2022 年度）	—	『宮園 A 遺跡 3』熊本県文化財 調査報告第 346 集
令和 5 年度（2023 年度）	第 4 次調査 （縄文時代住居跡）	
令和 6 年度（2024 年度）	第 5 次調査 （弥生時代住居跡）	宮園 A 遺跡第 4 次及び 宮園 A 遺跡第 5 次整理作業
令和 7 年度（2025 年度）	第 6 次調査 （中世土塁・堀）	宮園 A 遺跡第 4 次及び 宮園 A 遺跡第 5 次整理作業 （報告書刊行予定）

（b）平成 28 年熊本地震に伴う派遣専門職員

- ・熊本地震に伴う埋蔵文化財専門職員の派遣は令和 6 年度（2024 年度）をもって終了。
- ・平成 29 年度（2017 年度）から令和 6 年度までの 8 年間で県を含む 6 自治体にのべ 48 名が派遣された（表 8）。

表 8 平成 28 年熊本地震に係る他県からの専門職員派遣状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

派遣先	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
熊本県（文化課）	4.0	3.0	2.0					
熊本市（埋蔵文化財調査室）	3.0	3.0	3.0					
熊本市（熊本城調査研究センター）	3.0	4.5	4.0	0.5	1.5	0.5	0.5	0.5
宇城市（文化課（当時））		0.5						
益城町（生涯学習課）		3.0	3.0	3.0	1.5			
嘉島町（生涯学習課）		1.0	1.0					
計	10.0	15.0	13.0	3.5	3.0	0.5	0.5	0.5

0.5 は半期派遣

f 『平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集』について

- ・平成 28 年熊本地震における文化財の被害状況とその復旧・復興に係る対応に関する記録を将来に残すとともに、今後、県内や他県において同様の災害が起きた際に、行政及び関係機関における初動対応やその後の復旧業務を行う際の参考となることを目的に作成。
- ・初版・ホームページ公開、令和 3 年度（2021 年度）。
- ・改定・印刷製本、令和 5 年度（2023 年度）。
- ・県内市町村及び各都道府県並びに関係機関に配布。



図 1 平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集

【参考】平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/198317.html>）



(イ) 令和 2 年 7 月豪雨被災文化財の復旧状況概要

a 指定等文化財の被災状況及び復旧状況

- ・令和 7 年（2025 年）5 月 1 日現在における令和 2 年 7 月豪雨で被災した文化財の復旧状況は表 9 のとおり。
- ・未復旧は国指定史跡人吉城跡、国登録有形文化財旧青井家住宅（2 件）・川村駅待合所の 4 件。

表 9 被災状況及び復旧状況一覧

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

区分	指定等の件数 （被災当時）	被災件数	被災率	復旧対象 件数	復旧件数	復旧率
国指定文化財	164	15 (4)	9.1%	15 (4)	14 (4)	93%
県指定文化財	391	9 (6)	2.3%	9 (6)	9 (6)	100%
国登録文化財	172	19 (17)	11.0%	18 (16)	15 (11)	83%
計	727	43 (27)	5.9%	42 (26)	38 (21)	90%
（参考） 市町村指定	2,397	40 (22)	1.7%	40 (22)	32 (18)	80%

（ ）は行政所有以外の文化財件数

復旧件数には応急処置を行い、経過観察を行っているもの含む

国登録文化財「球磨川第四橋梁」が令和 6 年（2024 年）3 月 6 日に抹消されたことに伴い復旧対象件数 19 件（17 件）から 18 件（16 件）に修正

令和 6 年度（2024 年度）復旧文化財

- ・国指定文化財（史跡） 大村横穴群
- ・国登録有形文化財（建造物）旧青井家住宅主屋・門

令和 7 年度（2025 年度）復旧予定文化財

- ・なし

b 被災歴史的建造物の復旧について

- ・未指定歴史的建造物は、復旧対象件数 10 件のうち 9 件の所有者が保存意向。
- ・保存意向が示された未指定歴史的建造物 9 件のうち国登録有形文化財への登録の意向を示したものは 5 件（表 10）。
- ・登録への意向を示し文化庁調査官の現地調査で価値ありとされた未指定歴史的建造物は、国登録有形文化財登録後に球磨川流域復興基金から復旧工事に要した経費を支援する予定。

表 10 歴史的建造物の復旧状況一覧

復旧対象件数	保存意向	保存困難
10 件	9 件	1 (解体済)

国登録有形文化財への登録意向	登録意向なし
5	4

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・堤家住宅主屋（人吉市）
令和 7 年 7 月 18 日国登録答申

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・堤家住宅主屋（人吉市）の国有形文化財登録告示後に球磨川流域復興基金から補助金を交付する予定。

c 被災動産文化財について

- ・文化財レスキュー事業により概数で 17 件 934 点を救出し、令和 3 年度（2021 年度）以降順次返却を進めている（表 11）。
- ・令和 5 年度（2023 年度）及び令和 6 年度に九州歴史資料館の支援により真空凍結乾燥処理を行った救出資料を引き取り、現在資料の水洗・吸水・乾燥作業を進めている。
- ・未指定動産文化財の復旧に対する支援は行っていないが、被災後に指定等となった文化財は球磨川流域復興基金の支援対象となる。

表 11 救出文化財返却状況

（令和 7 年 5 月 1 日現在）

年度	件数	点数
令和 3 年度（2021 年度）	7 件	89 点
令和 4 年度（2022 年度）	1 件	30 点
令和 5 年度（2023 年度）	2 件	200 点
令和 6 年度（2024 年度）	2 件	22 点
合計	12 件	341 点

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・令和 6 年度末までに実数で 12 件 341 点を返却。
- ・救出文化財の保管・管理。
- ・九州歴史資料館保管資料の引き取り及び資料の水洗・吸水・乾燥作業実施。

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・救出資料の返却。
- ・救出文化財の保管・管理。
- ・引き取った九州歴史資料館保管資料のクリーニング作業実施。

d 八代市西部文化財収蔵施設所蔵資料について

- ・令和 2 年度（2020 年度）に、県・市町村が連携して写真資料の搬出・応急処置を行い、八代市へ返却。
- ・令和 3 年度（2021 年度）に、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが実測図等を救出。救出された資料は奈良市場冷蔵に搬出。

令和 4 年度（2022 年度）以降は、八代市が国庫補助事業を活用し救出した資料類の乾燥作業等を進めている。

八代市による事業は、令和 9 年度（2027 年度）に完了予定。

八代市西部文化財収蔵施設は令和 6 年度に解体され、当該施設に収蔵されていた資料は現在市内三箇所の収蔵施設で分散して収蔵。

e 埋蔵文化財について

- ・国及び県が実施する復旧・復興事業における埋蔵文化財の取扱いについて調整等を実施。
- ・県事業対応は令和 5 年度（2023 年度）に完了し、国事業対応は球磨川水系緊急治水対策プロジェクトへの対応を残すのみ。
- ・球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに係る埋蔵文化財対応は令和 8 年度（2026 年度）まで継続する見込み。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの終了は令和 9 年度予定。

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・国事業：球磨川流域遊水地対象箇所の予備調査等。

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・国事業：球磨川流域遊水地対象箇所の予備調査等。

f 令和 2 年 7 月豪雨文化財復旧記録集について

- ・令和 7 年 7 月末に刊行し、県ホームページで公開予定。
- ・令和 2 年 7 月豪雨における文化財の被害状況とその復旧・復興に係る対応に関する記録を将来に残すとともに、今後、同様の災害が起きた際の参考となるよう作成。

ウ 『熊本県文化財保存活用大綱』に関する昨年度の実績と今年度の取組予定について

(ア) 大綱に係る取組

- ・令和3年(2021年)3月『熊本県文化財保存活用大綱(以下「大綱」)』策定。
- ・計画期間は令和3年度～令和13年度(2031年度)までの概ね10年間。今年度は取組5年目。
- ・文化財を「まもる」,「活かす」,「伝える」,人・組織を「育てる」の4つの項目を柱にのべ25の取組を実施。
- ・特に「速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目」,「その他の項目」について重点的に取り組みを行っている(表13)。

表12 重点取組事項

【速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目】	
文化財をまもる	・ 悉皆調査の実施
人・組織を育てる	・ 文化財専門職員としてのスキルアップ(研修の実施)
	・ 観光部局等との庁内連携
【その他の項目】	
文化財をまもる	・ 出前授業
	・ 三次元計測
	・ 古墳損傷チェックシート作成の取組
	・ 無形民俗文化財の保存・継承

(イ) 取組状況

a 速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目

(a) 文化財専門職員としてのスキルアップ(研修の実施)

- ・市町村文化財保護行政担当職員、大学関係者、県関係機関職員を対象に基礎編と専門編に分けて年間5回程度開催。

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・8月～2月にかけて6回の研修を開催し、延べ87名が参加。
- ・内容は以下のとおり。
(基礎編)文化財保護行政・入門編、発掘調査・安全衛生編、文化財の防災・報告編
(専門編)古文書・初級編、美術工芸品(彫刻)・実践編、三次元計測・初級編

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・7月～12月にかけて5回の研修を開催予定。
- ・内容は以下のとおり。
(基礎編)文化財保護行政・入門編、発掘調査・安全衛生編、次の文化財保護行政を担うために、文化財防災
(専門編)古文書・実践編、建造物・基礎編、民俗文化財調査(基礎編)

(b) 悉皆調査の実施

- ・令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで祭り・行事調査を実施。

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・祭り・行事調査(1年目)
調査委員会の指導を受け調査テーマと調査地区を設定。
基礎調査を実施し、2,400件の祭り・行事の情報を収集。

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・祭り・行事調査(2年目)
県内の主要な祭り・行事を40件程度選定し、実地調査を実施中。

(c) 観光部局等との庁内連携

- ・令和3年度(2021年度)に文化財活用庁内連携会議(以下「庁内連携会議」)を立ち上げ、文化財の適切な保存・活用について意見交換・情報共有を実施。
- ・令和3年度から令和6年度までの4年間で11回開催。

【参考】庁内連携会議メンバー

広報課、地域振興課、阿蘇草原再生・世界遺産推進課、観光文化政策課、観光振興課、販路拡大ビジネス課、文化課
(オブザーバー)関係課、地域振興局、関係市町村、関係団体等

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・第1回山都町
意見交換テーマ：くまもとの文化財で特別な体験を！(ユニークベニユー初級編)
- ・第2回嘉島町
意見交換テーマ：被災文化財の現在地。みせる災害復旧は可能か。
くまもとの文化財で特別な体験を！(ユニークベニユー初級編)その2

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・2回程度開催予定

b その他の項目

(a) 出前授業

- ・平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財の復旧及び文化財の大切さを伝える内容の出前授業を実施。
- ・平成30年度(2018年度)から令和6年度までに熊本地震関係で113校5,982名、令和2年7月豪雨関係で12校639名が参加。

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・熊本地震関係で18校825名、令和2年7月豪雨関係で7校415名が参加。

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・熊本地震関係7校、令和2年7月豪雨関係3校で実施予定(表13)。

表 13 令和 7 年度の出前授業実施状況

地区	平成 28 年熊本地震	令和 2 年 7 月豪雨
熊本	—	—
宇城	小学校 1	—
玉名	中学校 1	—
菊池	小学校 2	—
阿蘇		—
上益城		—
八代	小学校 2	中学校 1
芦北	中学校 1	
球磨		小学校 2
天草		—
計	7 校 (中学校 2 校、小学校 5 校)	3 校 (中学校 1 校、小学校 2 校)

「—」は対象外の地域

(b) 三次元計測

- ・令和 3 年度（2021 年度）以降、文化財の三次元計測を進めるとともに市町村を対象に研修等を実施。

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・三次元計測の実施（3 箇所：人吉城跡・関白塔・寛政津波教訓碑）。
- ・三次元研修（初級編）の開催。
文化財専門職員としてのスキルアップ（研修の実施）と連携。
- ・三次元計測に係る経費の予算化。

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・三次元計測の実施。
- ・三次元データの取扱基準の整理。
- ・三次元計測に係る機器の購入。

(c) 古墳損傷チェックシート作成の取組

- ・令和 5 年度（2023 年度）に『古墳損傷チェックシート作成マニュアル』を作成し、市町村へ配付。

令和 6 年度（2024 年度）の取組実績

- ・古墳損傷チェックシート作成の検討。

令和 7 年度（2025 年度）の取組予定

- ・文化課職員による古墳損傷チェックシートの作成。
- ・市町村による古墳損傷チェックシート作成推進のための具体策検討。

(d) 無形民俗文化財の保存・継承

- ・令和5年度(2023年度)に『映像記録マニュアル』を作成し、市町村へ配付。

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・市町村等と連携し映像記録作成を検討。

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・民俗文化財の記録作成に関する研修実施。

文化財専門職員としてのスキルアップ(研修の実施)と連携。

(ウ) 市町村における文化財保存活用地域計画の取組予定について

a 文化財保存活用地域計画とは

- ・文化財保護法第183条の3に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画。
- ・未指定文化財を含む域内の文化財全体を把握し、それらを市町村が保存・活用していくことを目指す。
- ・文化財保存活用地域計画により、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局等が地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待される。

【参考】文化財保存活用大綱と文化財保存活用地域計画

文化財保存活用大綱

都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、都道府県内における各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

文化財保存活用地域計画

市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載したマスタープランであると同時に当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン。

b 県内の作成状況

- ・令和7年(2025年)7月18日現在、県内における文化財保存活用地域計画認定件数は多良木町・水俣市・南阿蘇村の3件。
- ・令和7年度から玉名市が作成を開始。

令和6年度(2024年度)の取組実績

- ・保存活用地域計画の作成に係る支援(補助金手続き・協議会参加・認定申請等)。
- ・未策定自治体への周知・啓発。

令和7年度(2025年度)の取組予定

- ・保存活用地域計画の作成に係る支援(補助金手続き・協議会参加・認定申請等)。
- ・未策定自治体への周知・啓発。

【参考】「文化財保存活用地域計画」について(文化庁HP)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/index.html



參考資料

参考：関連法令状条項

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）抜粋

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○熊本県文化財保護審議会条例（昭和51年3月30日条例第49号）

（趣旨）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき、熊本県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する会議については委員とみなす。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決して、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、熊本県教育庁において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年12月11日熊本県知事決定

改正平成13年3月30日

第1 目的

この指針は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第32条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

第2 審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

第3 公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- ア. 条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- イ. 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

第4 公開・非公開の決定

- ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

- イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

第5 公開の方法

ア. 審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

イ. 審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

第6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時

場所

議題

傍聴者の定員

傍聴手続

問い合わせ先

その他必要な事項

第7 その他

(1) 知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。

(2) 知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。

(3) この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開・非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。

専門職採用区分で分類(令和7年4月1日現在)
次のものは複数区分にわたって計上。採用区分を黒実数、関連区分を()で表記
[採用区分]古文書、[関連区分]書跡・典籍
[採用区分]埋蔵文化財、[関連区分]考古資料・史跡
[採用区分]民俗文化財、[関連区分]無形文化財

[illegible]

県市町村文化財行政主管課における専門職の配置状況一覧(R7)

専門職採用区分で分類(令和7年4月1日現在)
次のものは複数区分にわたって計上。採用区分を実数、関連区分を()で表記
[採用区分]古文書、[関連区分]書跡・典籍
[採用区分]埋蔵文化財、[関連区分]考古資料・史跡
[採用区分]民俗文化財、[関連区分]無形文化財

	市町村名	所属名	文化財 所管課 在籍の 専門職 員数	有形文化財									無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財	記念物			文 化 的 景 観	伝 統 的 建 造 物 群	埋 蔵 文 化 財	文化財の 保存技術	備 考
				建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡	典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料			史 跡	名 勝	天 然 記 念 物					
24	御船町	社会教育課	1								(1)				(1)					1		
25	嘉島町	社会教育課	2								(2)				(2)					2		
26	益城町	生涯学習課	4								(4)				(4)					4		
27	甲佐町	社会教育課	1								(1)				(1)					1		他課:埋蔵文化財(1)
28	山都町	生涯学習課	2					(1)	(1)	1	(1)				(1)					1		
29	八代市	経済文化交流部 文化振興課	4								(4)				(4)					4		博物館未来の森ミュージアム:工芸品(3)、古文書(1)、民俗 文化財(1) 伝承館:民俗文化財(2)
30	氷川町	生涯学習課	0																			
31	水俣市	教育課	1								(1)				(1)					1		
32	芦北町	スポーツ・文化振興課	1								(1)				(1)					1		
33	津奈木町	教育委員会事務局	0																			
34	人吉市	文化課	4					(1)	(1)	1	(3)				(3)					3		
35	錦町	教育振興課	0																			他課:埋蔵文化財(1)
36	あさぎり町	教育課	1								(1)				(1)					1		
37	多良木町	企画観光課	2					(1)	(1)	1	(1)				(1)					1		
38	湯前町	教育課	1					(1)	(1)	1												
39	水上村	教育課	0																			
40	相良村	教育委員会事務局	1								(1)				(1)					1		
41	五木村	教育課	1								(1)				(1)					1		
42	山江村	教育委員会事務局	1		1																	
43	球磨村	教育委員会事務局	0																			
44	上天草市	社会教育課	1								(1)				(1)					1		
45	天草市	観光文化部 文化課	5					(3)	(3)	3	(2)				(2)					2		他課:埋蔵文化財(1)
46	苓北町	教育委員会事務局	1								(1)				(1)					1		